増殖及び漁業生産力の発展に関する計画（第５種共同漁業権）

第１　漁業生産力の発展に関する計画の名称

（１）名称

　　　裾花川水系漁業協同組合共同漁業権に係る増殖及び漁業生産力の発展に関する計画

（２）対象となる漁業権

　　　第３号第五種共同漁業権

第２　漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法（生産の合理化、法人の設立等）

　　　以下の項目を実施する。

①長野県内水面漁場管理委員会から示される増殖指示量に基づく増殖事業を行う。

②遊漁者等からの意見を広く聴取した上で、河川環境に合わせた漁場の利用と、増殖行為を行う。

③漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保等のため、効率的な漁場巡回指導を行う。

④漁場の監視コスト等の削減のため、ＩＴＣを活用する。

⑤インターネットで遊漁承認証の販売を行い、経費を削減する。

⑥子供等対象に釣り教室等を実施し、川に親しむ機会を作る。

⑦組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。

第３　漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

　　令和５年５月２８日～令和１５年１２月３１日（計画承認日から次期免許期間まで）

第４　その他

（１）計画の点検

　　　総会（総代会）において、１回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

（２）県との連携

　　（１）の点検結果については、１回／年以上、県知事に提出する。

（３）関係機関等との連携

　　当該計画については、地方公共団体、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。